

岩手県告示第132号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第3号に規定する関係市町村の意見を聴いて定める区域を次のとおり指定し、令和7年4月1日から施行し、建築基準法第6条第1項第4号に規定する区域の指定（昭和61年岩手県告示第607号）は、同年3月31日限り、廃止する。

令和7年3月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定地域 県内全域（都市計画区域及び準都市計画区域並びに景観法（平成16年法律第110号）第74条第1項の準景観地区を除く。）